

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第133回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会		
事務局 (担当課)		総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話042-769-8331 (直通)		
開催日時		令和4年1月28日(金) 午後1時30分から午後4時まで		
開催場所		Web会議		
出席者	委員	14人(別紙のとおり)		
	その他	8人(DX推進課長、同主査、同主任、介護保険課主任、農業委員会事務局次長、同主査、区政推進課長、同総括副主幹)		
	事務局	3人(情報公開・文書管理課長、同総括副主幹、同主査)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		-		
会議次第	<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第132回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について 2 諮問事案に係る調査審議について <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報の保護に関する制度の改善その他の重要事項について <ul style="list-style-type: none"> ・WEB閲覧環境の変更について ・クラウド環境の閉域利用について ・Microsoft365サービスの閉域利用について (2) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定調査業務委託に係るオンライン結合による個人情報の提供について (3) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会サポートシステム利用に伴うオンライン結合による保有個人情報の提供先の変更について (4) 個人情報保護条例第9条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について <ul style="list-style-type: none"> ・自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報の提出にかかる保有個人情報の目的外の利用及び提供について 3 保有個人情報取扱事務の登録等について(報告) 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報保護法改正に伴う条例改正について (2) その他 			

主な内容は次のとおり

1 第132回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について

第132回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（案）について、承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

2 諮問事案に係る調査審議について

(1) 個人情報の保護に関する制度の改善その他の重要事項について

- ・WEB閲覧環境の変更について
- ・クラウド環境の閉域利用について
- ・Microsoft365 サービスの閉域利用について

実施機関であるDX推進課から説明の後、質疑応答が行われた。

(会長) Microsoft365 サービスにアクセスした後の閉域利用とは別に、「自治体情報セキュリティプラットフォームもしくは特定通信により通信させる」とあるが、閉域利用したデータがこれを通じて市役所に流れるのか。それとも、処理のためにこれを使ってログインするだけなのか。

(実施機関) ログインするだけである。あくまでも認証等のみに利用するためだけの通信であり、通常のサービス利用の通信が、この特定通信に流れるわけではない。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、WEB閲覧環境の変更について、クラウド環境の閉域利用について及びMicrosoft365 サービスの閉域利用について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

(2) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について

- ・要介護認定調査業務委託に係るオンライン結合による個人情報の提供について

実施機関である介護保険課から説明の後、質疑応答が行われた。

(齋藤委員) 提供する項目名に「申請提出者情報」とあるが、申請者と異なる事業者等のか。

(実施機関) 「申請提出者」は、申請者、つまり介護される方本人が提出する場合もあれば、ケアマネージャー等の方、または親族の方が代わりに提出することもある。

(齋藤委員) 承知した。「申請提出者」はそれぞれで変わるということですか。

(実施機関) そのとおりである。

(齋藤委員) 「立会者情報」はまた別の方なのか。

(実施機関) 「立会者情報」は、「申請提出者」と同じ場合もあれば、家族が提出者であるが、ケアマネージャーが立会者になることもある。

(齋藤委員) 承知した。この3者が同じこともあれば、バラバラのこともあるという理解でいいか。

(実施機関) そのとおりである。

(齋藤委員) 親族の「氏名、住所、電話番号」の他に、勤務先の情報等もあるのか。
(実施機関) 基本的には勤務先の情報は収集していない。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、要介護認定調査業務委託に係るオンライン結合による個人情報の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

(3) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について

・農業委員会サポートシステム利用に伴うオンライン結合による保有個人情報の提供先の変更について

実施機関である農業委員会事務局から説明の後、質疑応答が行われた。

(会長) 提供する保有個人情報の項目だが、続柄、家族構成とあるが、農地所有者を中心に
して、家族構成や続柄が記載されているということか。

(実施機関) 世帯で管理しているため、農地所有者の同じ世帯の人の情報を提供している。

(会長) 家族の氏名も含まれているということか。

(実施機関) そのとおりである。氏名、性別、生年月日等が登録されている。

(会長) そうすると、提供する項目の氏名、住所、性別、生年月日等は、農地所有者本人に
加えて、家族の個人情報も含まれているという理解でよいか。

(実施機関) そのとおりである。

(会長) 家族の個人情報も提供するという点を記載してもらった方がよかった。

(齋藤委員) 登録されているのは同じ世帯の家族ということか、それとも、別の世帯となっ
た例えば直系の家族ということか。

(実施機関) 同一世帯の方である。農地が共有で、別世帯の方が共有でもっている場合には
別世帯の情報になるが、基本的には、同一世帯の人である。

(齋藤委員) 相続等で2人や3人で共有していれば、別世帯でも記載されるという認識でよ
いか。

(実施機関) そのとおりである。

(会長) 結婚などで世帯が別になっている場合もあって、農地の管理という点ではそこまで
含めた方がいいと思うが、同一世帯ということであれば、比較的年配の人の夫婦だけの
世帯もある。そもそも農地の所有者以外の情報を載せている理由は何か。管理や相続と
いう点では範囲が狭いと感じるし、それ以外の目的だったら、所有者以外の個人情報は
不要なのではないかと思う。

(実施機関) もともと、農地の管理については独特なところがあり、登記上の所有者が誰か
ということだけではなくて、世帯としてその農地を耕作したりするという考え方があり、
一緒に住んでいる世帯の人は台帳上に記載しているということが昔から続けられてい
る。

(会長) 農業の実態に基づいているということか。

(実施機関) そのとおりである。

(齋藤委員) 個人情報の範囲が農地所有者だけでなく、別の方のものもあるということ

載した方がいいと思う。

(実施機関) 用意した資料がわかりにくかったということなので、その点は修正したい。

(会長) 諮問案件は、オンライン結合を適当なものと認めるか否かなので、実態として、提供される個人情報の範囲は確認した。書面の表現が、実態を明確に表す必要があるということで、特に個人情報の場合には、その範囲が問題となる。

(実施機関) わかりました。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、農業委員会サポートシステム利用に伴うオンライン結合による保有個人情報の提供先の変更について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

(4) 個人情報保護条例第9条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について

・自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報の提出にかかる保有個人情報の目的外の利用及び提供について

実施機関である区政推進課から説明の後、質疑応答が行われた。

(齋藤委員) 紙媒体で提供するのか、電子媒体で提供するのかによってだいぶ異なると思う。

再利用の可能性等を考えると、電子媒体で残るのと、紙媒体で1回限りかシュレッターにかけて無くなるのではだいぶ違うと思うが、実際はどちらを予定しているのか。

(実施機関) 実際には、電子媒体では色々な使い方がされるので、紙媒体での提供を考えている。

(齋藤委員) 紙媒体なら問題ないかと思うが電子媒体では問題があると思うので、「紙媒体に限る」、又は「宛名シールでの提供」等と限定をすることも検討したい。電子媒体での提供も可能とするのは少し怖い気がする。

(実施機関) 審議会の答申を踏まえて対応したい。

(会長) 紙媒体の場合、宛名シール以外の方法があるのか。

(実施機関) 台帳の書式で印刷したものである。

(会長) 政令指定都市の対応の状況の説明があったが、提供の依頼は政令指定都市だけに依頼があるわけではなく、全国の自治体に依頼があるが、主要な例として政令指定都市の状況を説明したという理解でよいか。

(実施機関) そのとおりである。全国の自治体に依頼があり、説明として政令指定都市の状況を説明した。

(実施機関からの追加の資料として、自衛隊神奈川地方協力本部長から相模原市長宛での依頼文書を提示)

(実施機関) この依頼文書がきて、その中で、提供をお願いしたいといわれている。

(会長) この依頼文書の依頼内容のところに、紙媒体もしくは電子媒体となっているために、実施機関からの諮問が両方併記されている。これについてどう考えるかは、審議会の判断となる。

また、説明資料には対象者数が約 6,000 人と記載されていたが、この依頼文書では、出生の年月日が平成 15 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までとなっている。具体的には何歳の方が対象なのか。

(実施機関) 18 歳の人である。

(会長) 18 歳の方の個人情報と自衛隊神奈川地方協力本部に提供する、その数が 6,000 人くらいになるということで、現状の閲覧による手書きの場合も同数ということによいか。

(実施機関) そのとおりである。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

(会長) 自衛官及び自衛官候補生募集事務は、より広範に募集をかける必要があると聞いており、この事務は法定受託事務として法律に基づき、自治体が担当する事務である。正確には、法律に基づく依頼のうち、当該個人情報の提供をする義務が法律によって明確に定められているわけではない。自衛隊に係る募集事務なので、例えば、広報や関連する情報の提供などが一般には想定されている。もっとも、個人情報を提供してはいけなとも決められていないので、募集事務の一環として、自治体に依頼がきている。

他の国家公務員や地方公務員の募集については、個人情報を提供してダイレクトメールを送るといことはしていないが、なぜ、自衛官だけなのかという疑問・意見もあると思う。そのために、多くの自治体では、住民基本台帳法に基づいて住民基本台帳を閲覧するという方法をとってきたようである。相模原市でもこれまでそのような対応をしてきた。ただ、閲覧なので、書き写す必要があり、多くの個人情報を書き写してもらってきた。これは個人情報の入手という観点からすれば、書き写しに要する人件費、あるいは不正確さもあるので、技術的にいえば、IT を利用した印刷や電子媒体で提供するというのが、むしろ全体の公共の利益の観点からすれば望ましいと思う。

一方で、この個人情報の提供については、社会において様々な意見があるところで、齋藤委員からも意見があったように、提供後の目的外利用が事実上できないように、電子媒体ではなく、宛名シールは使い切りになるので、そのような対応がいいのではないかという考え方もあると思う。依頼された内容で提供しているかないか、あるいは提供する場合にどのような方法で行われているかについては様々な運用があると思うので、審議会として何らかの条件をつけることにも十分に考えられる。また、そのような条件をつけることも是非があり、特に問題としなくていいという考え方もありうる。

(土田委員) このはがきを受け取る立場で考えると、ある日突然これがくるので、不快だとは思っている。ただ、諮問された形での提供を認めなくても、今まで手書きで情報を入手していたので、受け取る側からすると来てしまうことに変わりはないので、それがどういうルートで来たのかというのは、それほど関心があることではないのではないかと思う。そう考えると、ここで制限をかけなくてもいいのではないかという気が一方ですのと、他方で、相模原市がこれまで提供してこなかったという実績があるので、今回は紙媒体に限定して数年運用してみて、2、3 年たったところで、データまで提供していいのかどうか再度議論するという方法もありうるかと思う。

(会長) 方法は別にしても、結果的には通知を受け取ることになるのだから、市民からみれば

大差がないのではないかという意見であった。自衛隊の依頼内容としては、紙媒体又は電子媒体なので、どちらが望ましいということにはなっていないと思う。電子媒体の方が扱いやすいかもしれないが、その程度の話で、そこは自治体として判断していいのではないかと。最終的な判断は市長になるが。審議会の答申として、相模原市はどうあるべきかという観点から、これに限るとか、限らないなどの判断はしてもいいのかと思う。そのうえでなお、様々な状況から不足であるということであれば、一定の期間を経て、再諮問もありうると思う。

(齋藤委員) 実施機関への質疑応答でも話したが、再利用の可能性のほか、紛失のことを考えると電子媒体での提供は賛成しかねる。紙媒体でも印刷したリストだと、保管して後で使ったり、紛失したりすることも考えられるので、できれば1回限りで使い切りの宛名シールの形が、提供するのであれば望ましいのではないかと。土田委員が言われたとおり、今回の諮問を適当なものとしなくても、閲覧という形によって、対象者にはがきが届くことが変わらないのであれば、提供するかしないかを審議しても、結果としてはがきが届くことに変わりはないので、宛名シールでの提供が安全性が高いと思う。

(会長) 宛名シールでの提供がいいのではないかと。その他の論点も含めていかがか。

(金子委員) 審議会の委員になって、市にこのような依頼がきていることを初めて知って驚いているが、確かに結果としては、対象者にはがきが届くのは同じだが、受け取った人の中には、「なんだこれは」と非常に憤慨される方もいると思う。一方で、自衛隊の負担軽減という意味からは、確かに公共に資する部分もあると思う。その判断は市長がしっかり判断して行なわれ、その市長を住民が選挙という形で選ぶという構図が成り立っているわけだから、市長の判断に任せるとして、審議会としては、情報を提供することはどうかという点で、適切な利用をするように、提供の方法を限定するというのとは一つの方法だと思う。もろてを挙げて賛成とはいえないが、許してよい範囲ではないかと思う。

(会長) 金子委員が述べられたとおり、最終的な判断は市長が決めることだが、まさにこの審議会は、市長の判断をより適正にするための機関ということで、この事案について、このような意見があるということ答申として記載すると、市長の判断や運用がより適正になるのではないかと。趣旨であった。

個人情報の入手については、実際の対象者への通知に、自衛隊法によるものと住民基本台帳法によるものの両方が記載されている。このはがきを受け取った人はどの経路でこのはがきを受け取ったかはわからない。関心があれば、相模原市はどうなっているのかと調べればわかるが、一般的にそこまでは気にしないかもしれない。いずれにせよ個人情報の取扱いについては、審議会としては一定の見識を答申で示すことはでき、その一つの例として、宛名シールに限った方がいいのではないかと。意見があった。データの場合には様々なリスクがあるなど検討することがある。

また、資料6の10、利用・提供先の個人情報の管理体制について、神奈川地方協力本部の個人情報の管理及び目的外利用の禁止を、相模原市としては、きちんと確認してもらおうと、必要であれば文書でもって、確認事項を伝達するということは、単なる閲覧を超えて個人情報の一括提供であれば必要ではないかと思う。

住民基本台帳法の閲覧は、個人情報を提供しないという仕組みにはなっていないが、自治

体によっては、この案件について、こういうものが届いては困ると、あるいは不要であるという人があらかじめ、提供の除外申請を行った上で、その方については、当該情報を提供しないという対応をしている自治体もある。これは厳密にいうと、自衛隊法で募集事務に協力するとなっているので、果たしてその除外がよいのかどうかは微妙な論点ではあるが、そもそも提供してほしくない方に通知を送ってもしかたがないので、実務的にみれば、当事者の受け取り方と自衛隊の目的の両方を満たした落としどころともいえる。他の自治体では、そのようなことをしているところがある。

これらのことを考えた上で、答申を出すということになるが、今までの議論の中で、ほかに論点や意見があれば聞きたいがいかがか。

土田委員が述べられたように、これまでも住民基本台帳法に基づいて提供しているので、すでにはがきが届いているはずで、宛先は年度ごとに変わっていくが、誰にとっても初めてのはがきということになるが。個人情報提供されることについては変わりなく、むしろ、氏名の表記などはより正確になる。

答申の案があるので、それをたたき台として審議いただきたい。

(答申案を提示)

(会長) 答申案は幅広く条件を記載しており、場合によっては一部を削除することも考えている。あるいは最大限になると全部を削除することもありうる。まず、この案では条件をつけた形で適当なものと認めるとしているが、もうひとつ、適当なものと認めた上で附帯意見として記載する方法がある。市長が判断する際の参考として答申を出すので、この答申に拘束されるわけではない。様々なことを検討して、政治判断することはあり、政策として判断してもらうことになる。そうであれば、むしろ明快に、条件として記載していいのではないかと思う。ただし、附帯意見として記載することもできる。

条件の1番目は、「電子媒体による提供はしないこと」とあるが、場合によっては、齋藤委員からの意見のとおり、宛名シールに限るということは可能である。

条件の2番目は、実施機関からの説明にもあった内容なので、特に答申として、実施機関が予定していることに付加するものではない。あえていえば、明確に、その内容を記載したということ。

条件の3番目は、他の自治体によっては、このような除外する仕組みを設けて、本人又は代理人等から除外の申請を認めている。実は、これをすると、事務方の作業は増えてしまうが、実施機関としては、先ほどの提供方法を含めて、審議会の意見を尊重したいということで、最終的にどのようにするかは別として、審議会としてどのように判断するかということを議論したうえで答申をしたい。

(下重委員) 条件の3番目だが、事務方の負担もあるかと思うが、自衛官の募集に際して個人情報提供しないしてほしいという意思表示自体も個人情報であって、特定の思想をもっているということについて、少し市としてスクリーニングしてしまうような、余計な保有個人情報を市が保有してしまうリスクを考えると、あまりよくないのではないかと思う。逆にそう言ったことを自分が思っていることを知られてしまったとさらに不安に思うような市民の方もいる可能性も排除できないので、3番目の条件は不要かなと思う。

(会長) 個人の自己決定権、個人情報の自己コントロール権に重きをおくという形なるが、確かに言われたとおり、別の側面から見れば、そのリスク、心配もあると思う。ひいては、その制度の利用自体がふるわないということになるかもしれないので、そもそもそういう制度を設けないというのもひとつの見識だと思う。

(齋藤委員) 条件の1番目、「電子媒体による提供はしない」では、解釈として記憶媒体でなければいいのか、ネットワーク接続ならいいのかともなるので、はっきり、宛名シールなどに絞ってほしいと思う。

(会長) それでは、「個人情報の提供は宛名シールに限ること」等の表現がよいか。

(齋藤委員) 最終的な判断は市長がすると思うが、審議会としては、ゆるく「電子媒体による提供はしない」というよりは、限定をして、それだけ審議会としては心配しているということにした方がよいと思う。また、会長が言ったように、条件を付した方がよいと思う。

(会長) それでは、条件の1番目は「保有個人情報の提供は、宛名シールに限ること」という表現でよろしいか。

(異議なし)

(会長) 条件の2番目は、個人情報保護条例では「目的外利用」という表現なので、「提供目的外の利用禁止」としてよろしいか。

(下重委員) 最後の「措置を文書による求めること」の具体的なイメージが描きにくいですが、使用が終わったことやシールを使わなかったので処分をしたという措置の実施を報告させる、後で自衛隊から市に報告文書を提出させるという趣旨か。

(会長) 条件の2番目のそもそもの記載理由は、自衛隊は国の機関なので、行政機関個人情報保護法のルールに従うわけだが、提供元としても、こういうことに万全を尽くしてもらいたいという依頼、あるいは確認で、そういう意味では一方通行を予定している。それを超えて、言われたような報告が必要かどうかは別の議論になると思う。

(下重委員) 承知した。

(会長) 理由のひとつとして、例えば相手が民間の事業者等の場合は、委託契約の中にそれら必要な措置がはいっているわけで、特に国だからといって、それをしないこともないだろうということ。提供元として、そのような確認をしているという趣旨で、提出させることは想定していない。条件の3番目はどうか。

(金子委員) この条件は残してほしいと思う。確かに、自衛隊の勧誘を止めてほしいという意思表示は特別だが、それ以外で、全く目的外の利用をされるようなデータに自分のものは載せないでほしい、例えば選挙に行ってください等の文書が全くこないようにしてほしいというような意思表示は、自身の思想が明らかになるようなことではないと思うので、むしろ、この条件は載せてほしい。

(会長) 個人情報の提供は、事案と情報の種類による。同意に基づいて提供している場合もあるが、逐一同意を求めることができないという場合には、現行条例の下ではこの審議会に諮られるという仕組みになっている。したがって、この答申の条件は、この自衛隊の募集に係る個人情報の提供を希望しない人を除外する措置ということになる。

(金子委員) 承知した。

(会長) 2つの考え方があって、それでも利用したいという方もいると思う。そういう方の思いや自由というのを尊重するのか、あるいはそういうリストができてしまうこと自体が問題であるとみるのかは、ものの見方の問題で、実際にも政令市の中でもそういうことをしている市もあるので、一定の配慮をしているということを市としても示したいとそういう意味での制度設計もありだと思ふ。

(齋藤委員) 条件の3番目は残した方がいいと思う。自己情報のコントロール権でいうと、希望しない人は必ず意思表示をしてくださいというものではないので、その意思表示をすることで記録が残るのが嫌だという人は放置しておくことができるので、意思表示をすることは可能ですよというだけのことなので、残しておいて、個人情報除外する措置を講ずることができますよと知らせること自体はそんなに悪くないのではないかと思ふ。

(慎委員) 法令上で閲覧ができるとなっているおり、提供させないということはできないので、あまり変わらないのではないか。

(会長) 実務的には、いったん提供したら、それを自衛隊から見たら抜けている分を閲覧するというような労力は費用対効果がよくないので、実際には、受け取ったものを使うということになると思ふ。そこが宛名シールに変更する別の利点でもあり、住民基本台帳法に基づく閲覧では除外ができないが、この制度変更により、除外申請ができるようになる。閲覧はできるにせよ、実際にはそこまでしないだろうと思ふ。

方法論は審議会の範囲だけれども、制度設計のところはその範囲をこえているのではないかという意見であるかと思ふが、個人情報の取扱いそのものであるので、審議会の所掌事務の範囲に入っており、そのうえで条件としてつけるかどうかというのは審議会としての判断ではある。

(中西委員) 条件の3番目は残した方がいいと思う。少し手間がかかるとは思ふが、通知をもらうかもらわないかは本人の自由なので、残してほしい。

(松浦委員) 情報の自己コントロール権として、条件の3番目は残した方がいいと思う。意思表示をする方は市に対して意思表示をするわけで、それが市に伝わることは本人も承知の上で意思表示をするし、その方を除外したリストや宛名シールを自衛隊に提供することによって、自衛隊が、誰が意思表示をしたかまでわざわざ閲覧をすることはしないで、伝わらないだろうと考えると、本人の意思に一番合致する、受け取る・受け取らない側の意思に合致した制度としては、条件を残した方がいいのではないかと思ふ。

(慎委員) 審議会でするのは、提供すること自体は止められないので、宛名シールに限るなどで、悪く考えると、宛名シールでもコピーして使われることもできるので、そこまでは制御できない。条件の3番目は微妙だが、詳しく条件をつけてできるだけ制限した方がいいか、余計な情報は提供しないという逆の意味も考えられるので、判断は難しい。もともとでいえば、保有個人情報は目的外では使用できないという前提なので、3番目の条件はなくてもいいのではないかとも思ふ。一般市民からすれば、逆に不安を与えることもありうる。もともとの保有個人情報の提供の趣旨からすると、条件の3番目は、条件を追加し過ぎているかとも思ふ。

(下重委員) 色々な意見があろうかと思ふし、情報の自己決定権という問題もあるが、最終的に実行可能性があるかどうかという問題もあって、誰がいつどういうタイミングで意思表示してもらうのかということで、事務方の事務負担が増えるということも考えないといけ

ない。審議会で答申を出せば、それを尊重して実現しないといけないと事務方は考えると思う。文面できちんと書いて求めるのは、非常に厳しいのではないかと思う。やはり、実施するにあたって考えるのは事務方の実行可能性と事務負担で、審議会での議論は議事録として残るので、そこを踏まえて、より適切な方法を事務方で考えてほしいとすればいいのではないかと思い、結論としてまとめがたいのではないか。

(会長) いろいろな意見があり、時間の関係もあるので、継続案件としたいがよいか。

(異議なし)

(会長) それでは、本諮問案件は、継続審議とする。

3 保有個人情報取扱事務の登録等について(報告)

審議時間の都合上、次回の審議会で報告することとなった。

4 その他

(1) 個人情報保護法改正に伴う条例改正について

事務局から、個人情報保護法改正に伴う条例改正についての概要と、3月に審議会に諮問される予定であることが報告された。

(2) その他

次回の審議会を3月に予定することとし、別途日程を調整することとした。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿

(令和4年1月28日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	金子 さつき	公募委員	出席	
5	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
6	清水 善仁	中央大学文学部准教授	出席	
7	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授	出席	
8	慎 祥揆	東海大学情報理工学部コンピュータ応用工学科准教授	出席	
9	瀬尾 守一	相模原市自治会連合会理事	出席	
10	土田 伸也	中央大学法科大学院教授	出席	
11	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	出席	
12	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
13	松浦 薫	弁護士	出席	
14	水島 将司	公募委員	出席	
15	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	欠席	

任期は令和5年6月30日まで